

厚生労働省発職0313第3号

令和5年3月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

一 障害者雇用率の算定特例の対象となる事業協同組合等の追加

1 事業協同組合等（障害者雇用率の算定に当たり、その組合員たる事業主が雇用する労働者を当該事業共同組合等のみが雇用する労働者とみなす等の特例の対象となる組合をいう。）に、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四十五条の三第二項に規定する特定有限責任事業組合（以下この一において「特定有限責任事業組合」という。）を追加すること。

2 特定有限責任事業組合が満たすべき要件は、次のとおりとすること。

- (一) 中小企業者又は小規模の事業者のみがその組合員となっていること。
- (二) その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。

(三) 組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当

該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。

(四) 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。

(五) 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。

(六) 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるものでないこと。

3 特定有限責任事業組合は、次の解散の事由が生じた場合の措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするものを実施計画に記載するものとする。

(一) 特定有限責任事業組合が自ら雇用する障害者である労働者(二)において「特定障害者」という。)を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主(二)において「特定事業主」という。)が雇用すること。

(二) 特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主(特定事業主を除く。)に対し、特

定障害者の雇入れを求めることその他の特定障害者の新たな雇用の機会の提供を行うこと。

二 在宅就業支援団体の登録等に関する事項の見直し

1 法第七十四条の三第二項の在宅就業支援団体の登録の申請をしようとする法人（以下「申請法人」という。）が厚生労働大臣に提出しなければならない書類について、次に掲げる事項の記載を不要とする。

(一) 申請法人の役員の略歴

(二) 申請法人との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類

(三) 在宅就業障害者が在宅就業を行う場所

(四) 在宅就業障害者に係る業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

2 法第七十四条の三第四項第三号において、管理者の専任の要件が削除されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

三 精神障害者である短時間勤務職員又は短時間労働者についての雇用義務等に関する規定の適用に当

たつては、雇入れの日等からの期間にかかわらず、当分の間、一人をもって一人とみなすこと。

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正

第一の一の改正に伴い、関係規定を削除すること。

第三 施行期日

この省令は、令和五年四月一日から施行すること。